<u> </u>	コード 0 0 5	厚生年金保險 特例加入被保険者 資格取得申出書	
平成	年	月  日提出	
	事業所整理記号	- 事業所 番号 届書記入の個人番号に誤りがないことを確認しました。	受付印
提出	事業所所在地	用音記入の個人食 写に 読りかない ことで 性 応 しました。  〒 -	
出者記入欄	事業所名称	社会保険労務士記載欄	 
	事業主氏名	氏名等	(1)
	申出者 氏 名	(万川かナ) (氏) (名)	
	② 申出者 住所	(フリカ・ナ) (アルファベット) (電話)	
申出人	③ 個人番号	(4) 生 全 月 E	年 月 日 5.昭和 1 7.平成

⑥ 報酬 月額

8 相 手 国 社会保障 番 号 ⑦(通貨)

①(現物)

**()**(合計 ⑦+④)

円

社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成19年法律第104号)第25条

5. 男(基金)

6. 女(基金)

7. 坑内員(基金)

2. その他

1. 男

2. 女

7.平成

該当する項目を○で囲んでください。

1. 短時間労働者の取得(特定適用事業所等)

3. 坑内員

種 別

相手国

特 例 該当日

備考

この申出書は、各国との社会保障協定に基づき相手国の年金制度のみ適用となる方が、厚生年金保険の被保険者資格を特例的に取得申出する場合にご提出いただくものです。

## 記入方法

提出者記入欄 : 事業所整理記号は下図を参照し、新規適用時または名称・所在地変更時に付された記号・番号をご記入ください。

事業主の押印は、署名(自筆)の場合は必要ありません。

 事業所整理記号
 0 1 - イロハ
 事業所番号
 1 2 3 4 5

①申出者氏名 : フリガナはカタカナで正確にご記入ください。

②申出者住所 : フリガナはカタカナで正確にご記入ください。

③個人番号 : 本人確認を行ったうえで、個人番号をご記入ください。基礎年金番号を記入する場合は、年金手帳等に記載されている10桁

(基礎年金番号) の番号を左詰めでご記入ください。

④生年月日 : 年号は該当する番号を○で囲んでください。生年月日は下図を参照しご記入ください。

 (到)
 年
 月
 日

 7.平成
 6
 3
 0
 5
 0
 3

⑤種別 : 下図を参照し、該当する番号を〇で囲んでください。

	男子	女子	坑内員
一般(基金未加入)	1	2	3
厚生年金基金加入員	5	6	7

⑥報酬月額 : 「⑦通貨」には給料・手当等、名称を問わず労働の対償として金銭(通貨)で支払われる全ての合計金額をご記入ください。

- ※1 臨時に受けるものや、3月を超える期間ごとに受ける賞与等は対象となりません。
- ※2 週給の場合は、報酬額を7で除した額の30倍に相当する金額をご記入ください。

※3 実績によって報酬が変わる場合は、資格取得月の前月1カ月間に、同事業所内で同様の業務に携わっている従業員の報酬の平均額をご記入ください。

「①現物」には、報酬のうち食事・住宅・被服・定期券等、金銭(通貨)以外で支払われるものについてご記入ください。 現物によるものの額は、厚生労働大臣によって定められた額(食事・住宅については都道府県ごとに定められた価額、その他被服等は時価により算定した額)をご記入ください。(健康保険組合の場合、別途規約により定めがある場合があります。)

「一の合計」には、「一の通貨」と「一の現物」を合計した金額をご記入ください。

⑦相手国 : 保険料納付義務に関する法令が適用される相手国名をご記入ください。

⑧相手国社会保障番号: 「⑦相手国」における保険料納付に使用される社会保障番号をご記入ください。

③特例該当日 : 保険料納付義務に関する相手国法令が適用された日をご記入ください。

「特例該当日」とは、「社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成19年法律第104号)第24条

第1項第2号」に該当し、相手国の法令が適用された年月日のことをいいます。

## 添付書類 -

- ・報酬月額を明らかにすることができる書類
- ・基礎年金番号を記載する者については、年金手帳その他基礎年金番号を明らかにすることができる書類

## お知らせー

- ・保険料納付義務に関する相手国法令が適用されてから1カ月以内にこの申出を提出した場合は、「⑨特例該当日」が資格取得日となります。 1カ月経過後に提出された場合は、この申出が受理された日を資格取得日とします。
- ・この申出により被保険者となった方は、いつでも日本年金機構理事長に申し出て、被保険者の資格を喪失することができます。
- ・協定相手国との延長等協議の結果、相手国の年金制度のみ適用となった場合、相手国からの通知を受けて結果を回答した日から1月以内に申し出ることで、相手国の年金制度の適用を受けるに至った日に遡って厚生年金保険被保険者の資格を取得することができます。